

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正について

1. 改正の背景

(1) 保育の必要性の認定について

平成27年4月に『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、認可保育所等の利用を希望する場合は、居住する市町村から保育の必要性の認定を受けることとなりました。その中で、保育を必要とする事由が労働の場合には、「1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」（子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号）とされましたが、市町村が地域の実情に応じて定めることができるよう10年の経過措置が設けられています。

(2) 新制度施行時の本市の対応

本市では、新制度が始まる前の労働時間（月16日以上かつ1日4時間以上）の設定を踏まえ、経過措置を活用し、川崎市子ども・子育て支援法施行細則において、労働時間に係る要件を「1月において16日以上かつ1日当たり4時間以上労働する場合の労働時間」として定めました。

(3) 社会情勢の変化等を踏まえた労働時間に係る要件の改正

- ・平成30年6月の働き方改革関連法案の成立による「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」等の取組など、子育て世代を支援する国の施策が推進されています。
- ・令和2年5月には、国から新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が公表され、働き方の新しいスタイルが示されました。
- ・こうした社会情勢の変化の中で、市民から日数制限の見直しを求める声をいただいています。
- ・政令指定都市における労働時間については、20都市のうち、本市、さいたま市及び熊本市の3都市においては日数の制限を含めた時間を定めていますが、その他の都市は時間のみを定めており、横浜市、相模原市など10都市は「64時間以上」としています。

このようなことから、より柔軟な働き方、働く方のニーズの多様化に対応するとともに、他都市の状況も考慮し「保育の必要性の認定」における労働時間に係る要件を改正します。

2. 改正内容

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の第3条に定める1月における労働時間の要件について、次のとおり改正します。

改正前：「16日以上かつ1日当たり4時間以上」

改正後：「64時間以上」

3. 適用時期

令和3年4月入所申請分から適用します。

4. 改正による影響

- ・月64時間以上労働していながら日数が満たない方については、日数の制限を廃止することにより保育の必要性が認められることとなります。また、日数のみの減少により認定の事由を満たさなくなる場合の緩和につながる事となります。
- ・なお、申請によって保育の必要性の認定を受けることにより、幼児教育・保育の無償化や、川崎認定保育園等保育料補助の対象となります。

5. 今後のスケジュール

| 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|---------------------------------------|----|---|--------------------------------|----------------|
| ●常任委員会（パブリックコメント実施報告） ●パブリックコメント手続 | | ●常任委員会（パブリックコメント結果報告） ●パブリックコメント結果公表 | ●令和3年度利用案内配布 ●4月入所申請開始（中旬頃） | ●4月入所申請締切（中旬頃） |

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正について

— 市民の皆様から意見を募集します —

認可保育所等のご利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定を受けるための事由の一つとして就労要件があり、「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」における労働時間に係る要件について改正しますので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

令和2年7月20日（月）から8月18日（火）まで

※郵送の場合：8月18日（火）当日必着

※持参の場合：8月18日（火）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

(1) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

(2) 各区役所市政資料コーナー

(3) こども未来局子育て推進部保育対策課、各区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーション（児童家庭サービス担当）

※ この他、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページの案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆ 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4 意見募集結果の公表時期

令和2年8月下旬（予定）

5 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3630

FAX 044-200-3933

1 保育の必要性について（利用案内から抜粋）

認可保育所等のご利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定を受けるためには、保護者（父および母）が次のいずれかの事由に該当する必要があります。この認定については、原則、保育を必要とする期間となりますが、事由や認定区分の異動があった場合は、月単位で変更を行います。

| | 保育を必要とする事由 | 保育実施期間 | 認定区分 |
|---|---|---------------------|-------------------|
| 1 | 月64時間以上(1日4時間以上かつ月16日以上)の就労 | 小学校就学前までの保育を必要とする期間 | 保育標準時間又は保育短時間 |
| 2 | 妊娠、出産 | 出産予定日の前後各2か月程度 | 原則保育標準時間（保育短時間も可） |
| 3 | 保護者の病気、負傷又は心身障害 | 小学校就学前までの保育を必要とする期間 | 保育標準時間 |
| 4 | 同居又は長期入院している親族などの介護・看護 | 小学校就学前までの保育を必要とする期間 | 保育標準時間又は保育短時間 |
| 5 | 災害の復旧 | 災害の復旧が完了すると見込まれる期間 | 原則保育標準時間（保育短時間も可） |
| 6 | 求職活動又は起業の準備 | 2か月以内 | 保育短時間 |
| 7 | 卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学していること | 職業訓練校や大学等へ通学する期間 | 保育標準時間又は保育短時間 |
| 8 | 虐待やDVの恐れがあること | 小学校就学前までの保育を必要とする期間 | 原則保育標準時間（保育短時間も可） |
| 9 | 児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、市長が認める場合 | 小学校就学前までの保育を必要とする期間 | 保育標準時間又は保育短時間 |

※育児休業取得中に保育所等の利用を希望する方は、12ページの＜育児休業取得中に申請する場合＞をご確認ください。
 ※育児休業取得時に、既に保育所等を利用しているお子さんがいて継続利用が必要である場合は、育児休業を終了するまでの期間、原則として「保育短時間」区分での認定・利用となります。

2 保育の必要量について

2号認定又は3号認定を受ける方は、さらに、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの認定区分に分けられ、利用可能時間が異なります。

(1)「保育標準時間」利用 : 利用可能時間は最大11時間となります。

(2)「保育短時間」利用 : 利用可能時間は最大8時間となります。

なお、保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労などを行っている、もしくは日々8時間を超える(休憩時間や通勤時間を含みます。)保育を必要とする場合です。

＜保育必要量の認定と保育時間の関係について＞

「標準時間認定」と「短時間認定」の保育必要量の認定については、あくまで川崎市として、各児童が8時間から11時間までの範囲での利用となるか、8時間以内の利用となるかの大枠を決めるものであり、実際の個々の保育時間の決定は、各園においてその枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態(産休・育休中にあるか)等の状況により、調整の上、行われることとなります。入所時に必要な時間を園とご相談ください。

＜イメージ＞

区役所・支所

「標準時間認定」or「短時間認定」の枠の認定

各保育所等

枠の範囲内で保護者の状況により個々の保育時間を決定

